



第48回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2020年5月14日（木曜日）午前10時
開催場所 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
当社札幌本社6階会議室（ニトリ麻生店階上）

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

書面及びインターネットによる議決権行使期限



2020年5月13日（水曜日）

午後6時30分到着分まで

株式会社ニトリホールディングス

証券コード：9843

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
また、書面・インターネットによる事前の議決権行使のご活用も宜しくお願い申し上げます。

今後の流行状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（<https://www.nitorihd.co.jp/ir/>）に掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

目次	第48回定時株主総会招集ご通知	2
	株主総会参考書類	5
	事業報告	19
	連結計算書類	40
	計算書類	42
	監査報告書	44

ニトリの理念

「ロマン」を原点に、「ビジョン」の実現をめざし続けます。

「日本人の住まいを、アメリカのように豊かなものにしたい」

1972年に訪れたアメリカで目の当たりにした光景に、驚嘆し、大きな感銘を受けました。

日本の3分の1の価格、使用者目線で考えられた品質、色やスタイルで統一された品揃え、そしてそれを実現し、一般大衆の“日常の暮らし”を支えている数多くのチェーンストアの存在。

「いつかそのような店をつくりたい」「豊かな日常に貢献できる会社でありたい」

ニトリグループはあのときの感動・共感・決意を原点として事業に取り組んでいます。

そして今、「住まいの豊かさを世界の人々に提供する。」というロマン（大志）のもと、アジアを中心にそのチャレンジを拡げています。業界慣行や過去の成功体験にとらわれず、現状否定を繰り返し、お客様に“豊かさ”を提供し続けることこそが、わが社の存在意義。

お客様をはじめとした、わが社を支えてくださるすべてのステークホルダーの皆様にとって「お、ねだん以上。」であり続けるために、これからも改革への挑戦を続けてまいります。

2020年4月

代表取締役会長 似鳥 昭雄

代表取締役社長 白井 俊之

ロマン

住まいの豊かさを世界の人々に提供する。

ビジョン

2032年、3,000店舗・売上高3兆円

証券コード 9843
2020年4月22日

株 主 各 位

札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

株式会社ニトリホールディングス

代表取締役社長 白井俊之

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。後述のご案内に従って、2020年5月13日（水曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年5月14日（木曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
当社札幌本社6階会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項** 1. 第48期（2019年2月21日から2020年2月20日まで）事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第48期（2019年2月21日から2020年2月20日まで）計算書類報告の件
- 決議事項** 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第16条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nitorihd.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載していません。

従いまして、本提供書面は、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

5 ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

● 株主総会へご出席 ●



株主総会開催日時

**2020年5月14日（木曜日）
午前10時**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

● 書面による議決権行使 ●



行使期限

**2020年5月13日（水曜日）
午後6時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる議決権行使について ☎️® **0120-652-031** (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️® **0120-782-031** (平日9:00~17:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

● 電磁的方法（インターネット）による議決権行使 ●



行使期限

2020年5月13日（水曜日）
午後6時30分行使分まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。



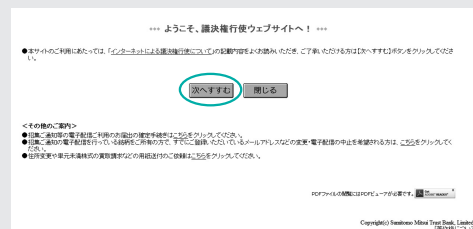
バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話等を利用して左の「QRコード※」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

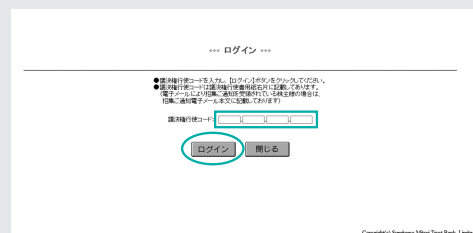
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って
ご入力ください。

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じとします。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関し、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会への 出席状況
1 再任	にとり あきお 似鳥 昭雄	代表取締役会長	13回中11回 (84.6%)
2 再任	しらい としゆき 白井 俊之	代表取締役社長	13回中13回 (100%)
3 再任	すどう ふみひろ 須藤 文弘	取締役 執行役員副社長 業務システム改革室室長	13回中13回 (100%)
4 再任	まつもと ふみあき 松元 史明	取締役 執行役員副社長 グローバル販売事業推進室室長 海外販売事業及び物流部門 管掌	10回中10回 (100%)
5 再任	たけだ まさのり 武田 政則	取締役 グローバル商品本部本部長	13回中13回 (100%)
6 再任	さかきばら さだゆき 榊原 定征	社外 独立 社外取締役	10回中8回 (80.0%)
7 新任	みやうち よしひこ 宮内 義彦	社外 独立 —	—

候補者
番号

1

再任

にとり
似鳥
あきお
昭雄 (1944年3月5日生)所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
3,410,482株 13回中11回 (84.6%)**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1972年3月 当社設立 専務取締役
 1978年5月 当社代表取締役社長
 2003年2月 株式会社マルミツ (現 株式会社ニトリファニチャー) 取締役
 2003年10月 MARUMITSU-VIETNAM EPE (現 NITORI FURNITURE VIETNAM EPE) 取締役 (現任)
 2009年11月 株式会社ニトリパブリック代表取締役会長
 2010年5月 明応商貿 (上海) 有限公司董事長
 2010年8月 株式会社ニトリ代表取締役社長
 株式会社ホームロジスティクス代表取締役社長
 株式会社ニトリファシリティ代表取締役社長
 2011年8月 NITORI USA, INC.取締役会長
 2012年5月
 2014年5月 株式会社ニトリ代表取締役会長 (現任)
 株式会社ホームロジスティクス代表取締役会長
 株式会社ニトリファシリティ代表取締役会長 (現任)
 2016年2月 当社代表取締役会長 (現任)
 2016年5月 コーナン商事株式会社社外取締役 (現任)
 2016年6月 似鳥 (中国) 投資有限公司董事長
 2017年3月 株式会社ニトリパブリック取締役ファウンダー
 2017年5月 株式会社ホームロジスティクス取締役ファウンダー (現任)
 株式会社イズミ社外取締役 (現任)
 2018年12月 株式会社Nプラス取締役ファウンダー
 2020年2月 同社代表取締役会長 (現任)
 株式会社ニトリファニチャー代表取締役会長 (現任)
 2020年3月 株式会社ニトリパブリック代表取締役会長 (現任)

取締役候補者とする理由

候補者は、1972年に当社を設立し、以来当社のロマンである「住まいの豊かさを世界の人々に提供する。」の実現に向け、常に優れた先見性と強力なリーダーシップを発揮して、会社を牽引し、一家具店を日本最大級のホームファニシングチェーンに成長させるまでに至りました。今後も、経営方針・企業戦略の意思決定並びに業務執行の監督機能を担う取締役として、適任と考え、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

2

しらい としゆき
白井 俊之 (1955年12月21日生)

所有する当社株式の数
41,927株

取締役会への出席状況
13回中13回 (100%)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 当社入社
 2001年5月 当社取締役
 2004年5月 当社常務取締役
 2008年5月 当社専務取締役
 2010年5月 当社取締役専務執行役員
 2010年8月 株式会社ニトリ取締役
 株式会社ホームロジスティクス取締役
 2010年12月 株式会社ニトリ取締役商品部ゼネラルマネジャー
 2012年5月 NITORI USA, INC.取締役
 2014年5月 当社代表取締役副社長
 株式会社ニトリ代表取締役社長
 株式会社ホームロジスティクス代表取締役社長
 株式会社ニトリファシリティ代表取締役社長 (現任)
 2015年3月 株式会社ニトリパブリック代表取締役社長
 2015年5月 株式会社ホームロジスティクス代表取締役会長 (現任)
 2016年2月 当社代表取締役社長 (現任)
 2017年3月 株式会社ニトリパブリック代表取締役会長
 似鳥 (中国) 投資有限公司董事長 (現任)
 株式会社ホーム・デコ代表取締役会長 (現任)
 2017年4月 似鳥 (太倉) 商貿物流有限公司董事長 (現任)
 2017年6月 株式会社カチタス社外取締役 (現任)
 2018年12月 株式会社Nプラス取締役 (現任)
 2020年2月 株式会社ニトリ取締役 (現任)
 SIAM NITORI CO.LTD. (タイ) 会長 (現任)
 2020年3月 株式会社ニトリパブリック取締役 (現任)

取締役候補者とする理由

候補者は、店舗運営、人事、商品開発、物流、海外事業等、幅広い業務経験を有し、2014年5月から2020年2月まで株式会社ニトリ代表取締役社長を、また2016年2月からは、当社代表取締役社長を務める等、当社グループの経営全般にわたり豊富な経験、知見を有していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

3

再任

すどう ふみひろ
須藤 文弘 (1956年5月5日生)

所有する当社株式の数
16,638株

取締役会への出席状況
13回中13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年3月 株式会社島忠入社
 2000年9月 株式会社関西島忠代表取締役
 2001年4月 当社入社
 2005年5月 当社執行役員
 2008年5月 当社常務取締役
 2010年5月 当社常務執行役員店舗開発部ゼネラルマネジャー
 2014年5月 当社専務取締役店舗開発部ゼネラルマネジャー
 2018年8月 当社取締役副社長店舗開発部ゼネラルマネジャー
 2019年4月 当社取締役副社長店舗開発及び国内販売事業 管掌
 2020年2月 当社取締役執行役員副社長業務システム改革室室長 (現任)

取締役候補者とする理由

候補者は、店舗開発をはじめ豊富な業務経験を有し、2018年8月から副社長を務める等、経営全般に関して豊富な経験・知見を有していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

4

まつもと ふみあき
松元 史明 (1958年12月8日生)

所有する当社株式の数
一株

取締役会への出席状況
10回中10回 (100%)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 日産自動車株式会社入社
2008年8月 日産モトールイベリカ社社長 (スペイン)
2010年4月 東風日産乗用車公司総経理 (中国)
2014年4月 日産自動車株式会社副社長 (執行役員)
2014年6月 同社取締役
2018年6月 同社取締役退任
2018年9月 当社入社
当社副社長執行役員
2018年11月 当社副社長執行役員日中合同グローバル事業強化プロジェクトリーダー
2019年4月 当社副社長執行役員海外販売事業及び物流部門 管掌
2019年5月 当社取締役副社長日中合同グローバル事業強化プロジェクトリーダー
海外販売事業及び物流部門 管掌
2020年2月 当社取締役執行役員副社長グローバル販売事業推進室室長
海外販売事業及び物流部門 管掌 (現任)

取締役候補者とする理由

候補者は、グローバルな事業展開に関する豊富な経験・知見を有しており、現在、取締役執行役員副社長として、当社の海外販売事業の推進を担っていることから、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

5

再任

たけだ
武田

まさのり
政則

(1966年1月10日生)

所有する当社株式の数
10,178株

取締役会への出席状況
13回中13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年3月	当社入社
2014年5月	当社執行役員 株式会社ニトリ商品部家具マーチャンダイズマネジャー
2015年10月	当社執行役員 株式会社ニトリ商品部ゼネラルマネジャー
2016年5月	当社上席執行役員 株式会社ニトリ商品部ゼネラルマネジャー
2017年5月	当社常務取締役 株式会社ニトリ常務取締役商品部ゼネラルマネジャー
2018年8月	株式会社ニトリ取締役商品部ゼネラルマネジャー
2018年10月	当社常務取締役グローバル商品本部本部長
2018年12月	株式会社Nプラス代表取締役社長
2019年4月	当社常務取締役グローバル商品開発・在庫管理・調達部門及びデコホーム事業 管掌
2020年2月	当社取締役グローバル商品本部本部長（現任） 株式会社ニトリ代表取締役社長（現任）

取締役候補者とする理由

候補者は、店舗運営、人材採用、商品部等主要な業務を幅広く経験するとともに、当社取締役グローバル商品本部本部長として、商品開発の推進、グローバルな商品調達や販路拡大に貢献し、また2020年2月から株式会社ニトリ代表取締役社長に就任する等、豊富な業務経験と事業に対する高い見識を有していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

6

さかきばら
榊原

さだゆき
定征

(1943年3月22日生)

所有する当社株式の数
一株

取締役会への出席状況
10回中8回 (80.0%)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1967年4月	東洋レーヨン株式会社（現 東レ株式会社）入社
2002年6月	同社代表取締役社長
2010年6月	同社代表取締役会長
	株式会社商船三井社外取締役
2012年6月	日本電信電話株式会社社外取締役（現任）
2013年6月	株式会社日立製作所社外取締役
2014年6月	一般社団法人日本経済団体連合会会長 東レ株式会社取締役会長
2018年6月	一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長（現任）
2019年3月	株式会社シマノ社外取締役（現任）
2019年5月	当社社外取締役（現任）
2019年12月	株式会社産業革新投資機構社外取締役（現任）

社外取締役候補者とする理由

候補者は、長年にわたり、東レ株式会社の経営に携わり、また日本経済団体連合会会長をはじめ要職を歴任し、豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、今後も、当社の経営全般に対し適切な監督や有益な助言を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献いただけるものと判断いたしますので、社外取締役候補者とするものであります。

社外取締役在任年数：1年（本総会終結時）

候補者
番号

7

みやうち よしひこ
宮内 義彦 (1935年9月13日生)所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
一株 一

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1960年8月	日綿實業株式会社(現 双日株式会社)入社
1964年4月	オリエント・リース株式会社(現 オリックス株式会社)入社
1970年3月	同社取締役
1980年12月	同社代表取締役社長・グループCEO
2000年4月	同社代表取締役会長・グループCEO
2003年6月	同社取締役兼代表執行役会長・グループCEO
2006年4月	株式会社ACCESS社外取締役(現任)
2014年6月	オリックス株式会社シニア・チェアマン(現任)
2017年6月	カルビー株式会社社外取締役(現任)
2019年10月	ラグスル株式会社社外取締役(現任)

社外取締役候補者とする理由

候補者は、オリックス株式会社の経営に長年携わる等、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、当社の業務執行に対する適切な監督と経営全般にわたる大局的な見地から有益な助言をいただけるものと判断いたしますので、社外取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 榊原定征氏及び宮内義彦氏は、社外取締役候補者であります。両氏は当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。「社外取締役の独立性判断基準」につきましては、18頁をご参照ください。
なお、当社は、榊原定征氏と2018年9月より2019年5月の間、特別顧問(非常勤)契約を締結しております。これは、同氏の豊富な経験や見識に基づき、経営全般に意見・助言をいただくとともに、当社の社外取締役就任の内諾をお願いするにあたり、同氏の選任議案の上程された2019年5月16日開催の第47回定時株主総会までの間のいわゆるリテンションを目的としたものであります。その報酬は、総額500万円未満と僅少なものと考えており、同氏の独立性に問題ないものと判断しております。
3. 榊原定征氏及び宮内義彦氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員となる予定であります。
4. 榊原定征氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当社は、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、宮内義彦氏につきましては、同氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 松元史明氏及び榊原定征氏につきましては、2019年5月16日開催の第47回定時株主総会において取締役に選任されたため、取締役会への出席状況につきましては、両氏の取締役就任後の状況を記載しております。両氏就任後の取締役会の開催回数は10回であります。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会への 出席状況	監査等委員会への 出席状況
1 再任	くぼ たかお 久保 隆男	取締役 (常勤監査等委員)	13回中13回 (100%)	10回中10回 (100%)
2 新任	あんどう たかはる 安藤 隆春	社外 独立 社外取締役	13回中13回 (100%)	—
3 再任	すずき かずひろ 鈴木 和宏	社外 独立 社外取締役 (監査等委員)	13回中13回 (100%)	10回中10回 (100%)
4 再任	たつおか つねよし 立岡 恒良	社外 独立 社外取締役 (監査等委員)	13回中13回 (100%)	10回中10回 (100%)

候補者
番号

1

再任

くぼ たかお
久保 隆男 (1946年1月14日生)

所有する当社株式の数
20,652株

取締役会への出席状況
13回中13回 (100%)
監査等委員会への出席状況
10回中10回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年12月 当社入社
1989年2月 当社経営政策室室長
1993年5月 当社常勤監査役
2001年5月 当社取締役経営企画室室長
2003年4月 当社取締役社長室室長
2004年5月 当社常勤監査役
2010年8月 株式会社二トリ監査役（現任）
株式会社ホームロジスティクス監査役（現任）
2016年5月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

取締役候補者とする理由

候補者は、当社において、取締役・監査役を務め、経営全般にわたる豊富な経験と財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから、監査等委員である取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

2

新任

社外

独立

あんどう たかはる
安藤 隆春 (1949年8月31日生)

所有する当社株式の数
2,000株

取締役会への出席状況
13回中13回 (100%)
監査等委員会への出席状況
—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年4月 警察庁入庁
1994年9月 群馬県警察本部長
1999年8月 警視庁公安部長
2004年8月 警察庁長官官房長
2007年8月 警察庁次長
2009年6月 警察庁長官
2011年10月 退官
2013年5月 当社社外取締役 (現任)
2016年6月 株式会社アミューズ社外取締役 (現任)
2017年6月 株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役 (現任)
2018年6月 東武鉄道株式会社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とする理由

候補者は、警察庁長官をはじめ要職を歴任され、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その専門的な経験と見識に基づき、当社の社外取締役として、当社の経営全般に対し適切な監督・助言をいただいております。候補者は直接企業経営に関与された経験はありませんが、その経験と見識から、今後も、当社のガバナンス及びリスクマネジメントの強化に向け、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断します。監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

社外取締役在任年数：7年 (本総会終結時)

監査等委員である取締役在任年数：—

候補者
番号

3

再任

社外

独立

すずき かずひろ
鈴木 和宏 (1951年9月4日生)

所有する当社株式の数
一株

取締役会への出席状況
13回中13回 (100%)
監査等委員会への出席状況
10回中10回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月 検事任官
2009年1月 最高検察庁刑事部長
2010年6月 東京地方検察庁検事正
2011年8月 広島高等検察庁検事長
2012年6月 福岡高等検察庁検事長
2014年1月 退官
2014年5月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
2014年6月 公益財団法人国際研修協力機構理事長
2015年5月 当社監査役（社外監査役）
2015年6月 株式会社埼玉りそな銀行社外監査役
2016年5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2019年6月 株式会社埼玉りそな銀行社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とする理由

候補者は、福岡高等検察庁検事長をはじめ要職を歴任された法曹であり、これまで当社の社外取締役として、その豊富な経験と専門的な見識を活かして当社の経営に適切な意見をいただいております。候補者は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しますので、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

社外取締役在任年数：4年（本総会終結時）

監査等委員である取締役在任年数：4年（本総会終結時）

候補者
番号

4

再任

社外

独立

たつおか
立岡 つねよし
恒良 (1958年1月29日生)

所有する当社株式の数
一株

取締役会への出席状況
13回中13回 (100%)
監査等委員会への出席状況
10回中10回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 通商産業省（現 経済産業省）入省
2008年7月 経済産業省製造産業局次長
2009年7月 経済産業省総括審議官
2010年1月 内閣官房内閣審議官
2011年8月 経済産業省大臣官房長
2013年6月 経済産業事務次官
2015年7月 退官
2016年5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2016年6月 旭化成株式会社社外取締役（現任）
2018年6月 三菱商事株式会社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とする理由

候補者は、経済産業事務次官をはじめ要職を歴任され、その豊富な経験と専門的な見識を当社のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化に活かしていただいております。候補者は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しますので、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

社外取締役在任年数：4年（本総会終結時）

監査等委員である取締役在任年数：4年（本総会終結時）

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 安藤隆春氏、鈴木和宏氏及び立岡恒良氏は、社外取締役候補者であり、また、全員が、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。「社外取締役の独立性判断基準」につきましては、18頁をご参照ください。
3. 安藤隆春氏、鈴木和宏氏及び立岡恒良氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ており、本議案において、各氏の選任が承認された場合には、独立役員となる予定であります。
4. 久保隆男氏、安藤隆春氏、鈴木和宏氏及び立岡恒良氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、各氏の選任が承認された場合、当社は、各氏との間でそれぞれ当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 安藤隆春氏の取締役会への出席状況につきましては、監査等委員以外の取締役としての出席状況を記載しております。

以上

ご参考

＜社外取締役の独立性判断基準＞

当社において、社外取締役のうち、以下の各号のいずれにも該当しない社外取締役を独立取締役として、指定するものとする。

- ① 現在及び過去10年間に於いて当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人（以下総称して「業務執行者」という）であった者。
- ② 当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する者または法人の業務執行者。
- ③ 当社または当社子会社を主要な取引先とする者（注1）もしくはその業務執行者及び当社または当社子会社の主要な取引先である者（注2）もしくはその業務執行者。
- ④ 当社または当社子会社の会計監査人もしくはその社員等。
- ⑤ 当社または当社子会社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等。（当該財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属する者をいう。）
- ⑥ 当社または当社子会社から年間1,000万円を超える寄付、助成金を受けている者もしくはその業務執行者。
- ⑦ 過去3年間に於いて②から⑥に該当する者。
- ⑧ 配偶者または二親等内の親族が、①から⑦に該当する者。ただし、該当する者が業務執行者である場合は、重要な業務執行者（注3）に限る。
- ⑨ その他、①から⑧に該当しない場合であっても、一般株主全体との間に、恒常的な利益相反が生じるおそれのある者。

以上

注1：直近事業年度において、当社または当社子会社が、当該取引先の年間連結売上高の2%以上の支払を行った取引先をいう。

注2：直近事業年度において、当社または当社子会社に対し、当社の年間連結売上高の2%以上の支払を行った取引先、もしくは直近事業年度末において、当社または当社子会社に対し、当社の連結総資産の2%以上の金銭の融資を行っている取引先をいう。

注3：業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、支配人及び部署責任者等の重要な業務を執行する者をいう。

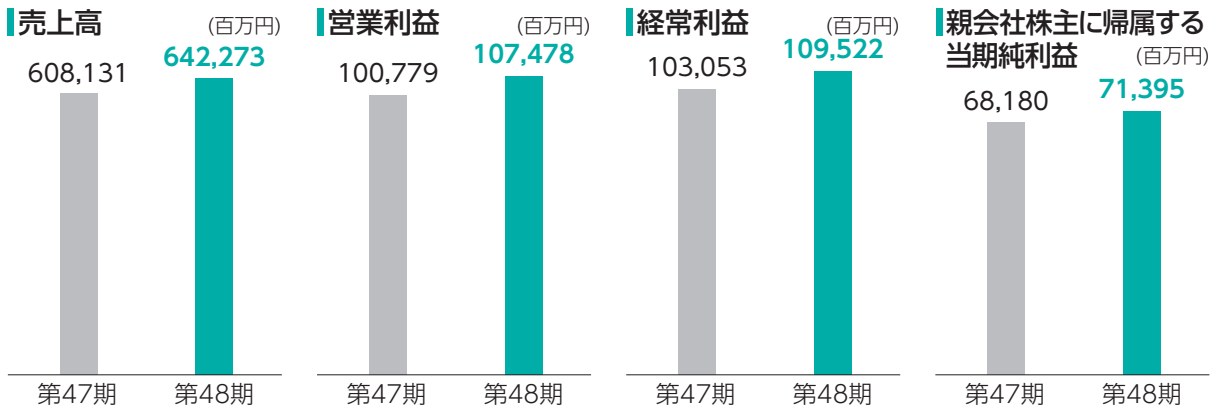
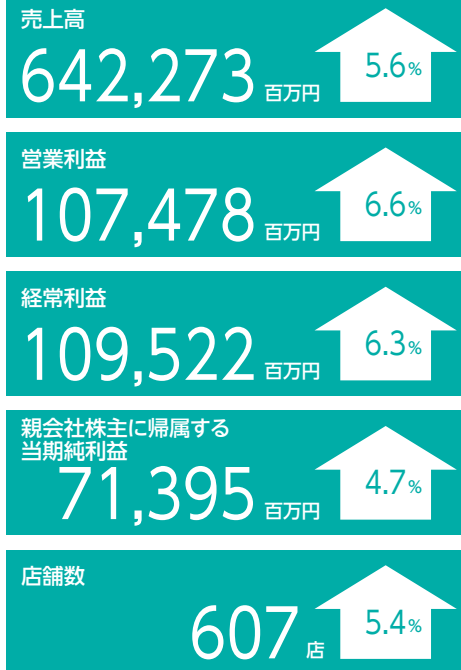
1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2019年2月21日から2020年2月20日）におけるわが国経済は、輸出が引き続き弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、雇用・所得環境の改善が続くなか、各種政策の効果もあり緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響をはじめ、通商問題等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向などにより、依然として不透明な状態が続いております。

家具・インテリア業界におきましても、業態を越えた販売競争の激化及び人件費の高騰、物流コストの上昇等が続いております。

このような環境のなか、営業概況といたしましては、寝具・寝装品やキッチン用品、家電、ソファ、ベッドルーム家具の売上が好調に推移したほか、為替予約により売上総利益が改善いたしました。



販売費及び一般管理費につきましては、物流業界における人手不足や賃金上昇等による発送配達費の増加及び、前連結会計年度の7店舗に対して当連結会計年度では25店舗の既存店全面改装を行ったため、展示什器費等が増加いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は6,422億73百万円（前期比5.6%増）、営業利益は1,074億78百万円（前期比6.6%増）、経常利益は1,095億22百万円（前期比6.3%増）となり33期連続増収増益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は713億95百万円（前期比4.7%増）となりました。

① 家具・インテリア用品の販売

当連結会計年度における販売実績といたしましては、ホームファッション商品では、接触冷感素材を使用した「Nクール」及び吸湿発熱素材を使用した「Nウォーム」シリーズ等の寝具・寝装品の売上が伸長したほか、汚れに強く手入れがしやすいPVCキッチンマットなどのキッチン用品や、洗濯機、冷蔵庫等の生活家電が多くのお客様の支持をいただき、売上高は大きく伸長いたしました。家具につきましては、大小の引き出しで分類収納し、ベッド下のデッドスペースを有効活用できる収納付きベッドフレーム「ジオ」や、体圧分散性に優れた電動リクライニングソファ「ビリーバー」、自社開発のマットレス「Nスリープ」シリーズの売上が好調に推移いたしました。

原価低減の取組みといたしましては、グローバルな事業環境や著しく変化する外部環境に対応した基盤作りを行う組織として、前年度よりグローバル商品本部を設置し、商品梱包のダウンサイジング等による物流コストの低減を実現したほか、グローバルな商品開発に向けた原材料の統一や商品の共通化を引き続き推し進め、効果を上げております。また、中国の商社事業におきまして商流の見直しを実施し、商品開発、品質管理、貿易業務について自社化を拡大することにより、原価低減を実現するとともに商品供給体制の強化を図り、更なるパーティカルマーチャндаイジングを推進しております。

EC事業におきましては、限られた店舗面積の中で取扱いが難しいサイズ違い・色違いなどの商品を展開し、二段ベッド、オーダー収納家具等、店舗展開数が少ない商品カテゴリーをネット限定商品として拡大を図り、売上が伸長いたしました。

オンラインとオフラインの融合を目指すO2O(オーツーツーオー：Online to Offline)の取組みといたしましては、「ニトリ公式スマートフォンアプリ」を刷新いたしました。雑誌やインターネット上の写真や画像を元に、当社の取扱い商品の中から同一・類似商品を検索・表示し、そのままネットショップでお買い上げいただくことができる画像検索機能に、商品の店舗在庫情報や店内の商品位置も確認できる機能を追加し、お客様の利便性の向上に努めました。また、お客様のニーズにあわせた情報配信を行うOne-to-Oneマーケティングの強化を進めています。

物流面の取組みといたしましては、労働環境改善の施策として、スワップボディコンテナ輸送の本格運行を開始いたしました。すでに運行開始している関東DC（埼玉県白岡市）と関西DC（兵庫県神戸市）間に加え、関西DCと九州DC（福岡県篠栗町）・大川XDセンター（福岡県大川市）間の運行を開始し、輸送業務と荷役作業を分離することで、労働時間の削減が可能となりドライバー負担の軽減を図りました。これらの取組みを女性の活躍や働き方改革にも繋げてまいります。また、大型家具を玄関先でお受け取りいただくと、送料が無料もしくは値引きとなる施策を取入れました。これにより、お客様の選択肢を増やし、物流経費削減にも寄りました。

当連結会計年度における国内の出店状況につきましては、店舗数は36店舗増加し541店舗となりました。海外の出店状況につきましては、台湾で3店舗、中国で1店舗を出店した一方、台湾で4店舗、米国で1店舗、中国で4店舗を閉店した結果、店舗数は台湾30店舗、米国2店舗、中国34店舗と合わせて66店舗となり、当連結会計年度末における国内・海外の合計店舗数は607店舗となりました。

当連結会計年度における主たる店舗改装の取組みにつきましては、ニトリ渋谷公園通り店ではフロア構成の見直しを実施し、高頻度購買品を低層階に配置し重点販売した結果、日用品の販売に占める構成比が大きく伸長し売上が好調に推移いたしました。また、ニトリ成増店では商品分類、商品構成の整理、プレゼンテーションの強化をはじめとして、トータルコーディネートが楽しめる売場作りを推進し、新たなプロトタイプ店舗の確立に取り組んでおります。また中国におきましては、ニトリの認知度向上を図るため、旗艦店として上海徐家匯（ジョカワイ）店を改装したほか、日本のノウハウを中国にて展開し、中国事業における標準店とするべく上海七宝（チーバオ）店を改装いたしました。これらの改装においては、オーダー家具売場を新設したほか、陳列方法、販促物、什器等について見直しを行いました。さらに季節のコーディネート提案や商品を際立たせる演出がお客様の支持を得て、改装後の売上は大きく伸長いたしました。

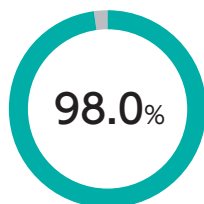
その他、子供たちにとっての快適さを追求した「ランドセル わんぱく組メチャ!ピカ&わんぱく組cubee」とキッチンツールを使いやすくキレイに収納できる「Nブランシリーズ」の2商品のほか、歴史と芸術が響き合う芸術複合施設「小樽芸術村」、トラックの荷台を上方向及び左右に拡張させ住宅を再現できる日本初の納品訓練車「モバイル・トレーニング・ユニット」が2019年度グッドデザイン賞を受賞いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の家具・インテリア用品の販売事業の売上高は、6,297億47百万円（前期比5.8%増）となりました。

② その他

不動産賃貸収入及び広告・宣伝事業等により、当連結会計年度のその他の事業の売上高は、125億26百万円（前期比4.3%減）となりました。

家具・インテリア用品の販売

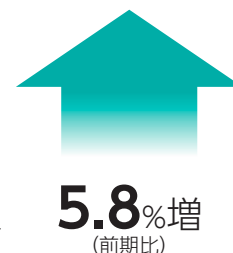
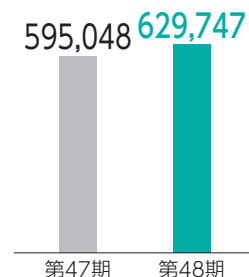


売上高構成比

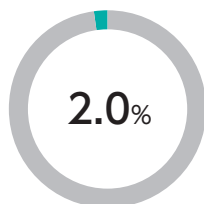
主な事業内容

- 家具・インテリア用品の
販売・製造・輸入 等

売上高 (百万円)



その他

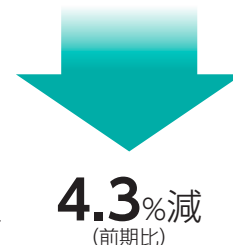
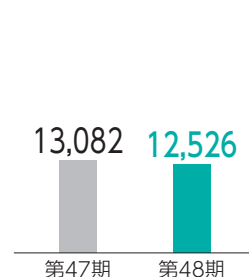


売上高構成比

主な事業内容

- 不動産賃貸業
- 広告サービス
- 物流サービス 等

売上高 (百万円)



(2) 設備投資の状況

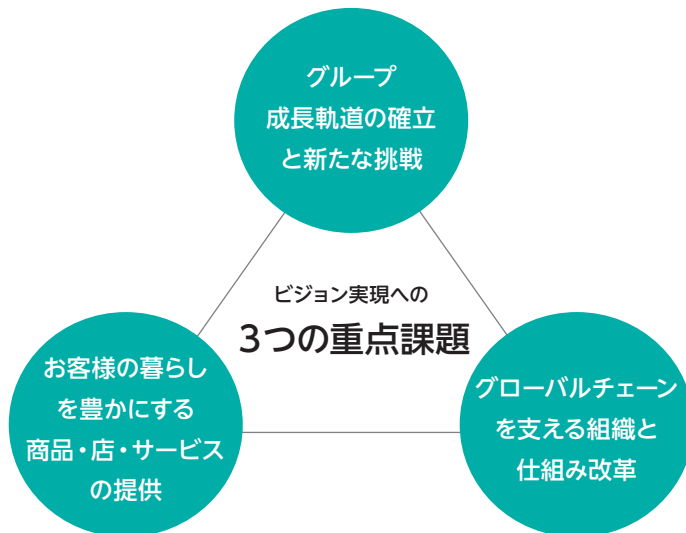
当連結会計年度における設備投資の総額は231億70百万円で、主に店舗の新設及び来期以降の出店に係るものであります。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、「住まいの豊かさを世界の人々に提供する。」というロマンを実現するために、中長期ビジョンである「2022年1,000店舗、2032年3,000店舗」の達成に向けた経営戦略を策定し重点課題として、次の3つの課題を設定し取り組みを行っております。

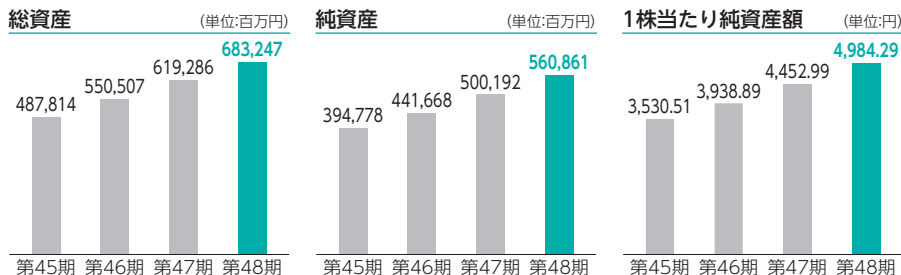
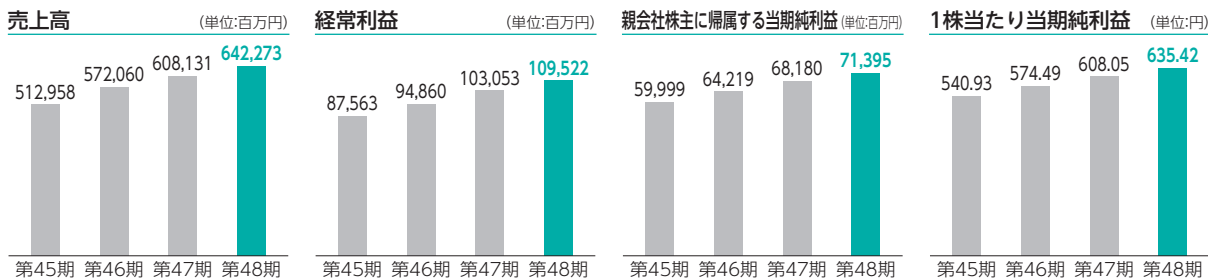
- 1) 「グループ成長軌道の確立と新たな挑戦」におきましては、国内事業は革新性を保ち持続的な成長を目指す一方、中国を中心とする海外への事業展開や、より小商圏に対応したフォーマットの強化及びB to B事業の拡大、新規事業への挑戦等新たな収益の柱の育成に努めてまいります。
- 2) 「お客様の暮らしを豊かにする商品・店・サービスの提供」におきましては、社会における技術革新やお客様の購買行動の変化を的確に捉え、徹底した顧客視点で商品・店・サービスを見直し、新しい価値を提供してまいります。
- 3) 「グローバルチェーンを支える組織と仕組み改革」におきましては、上記のような変革に向け、基幹システム刷新やサプライチェーンの再構築を図るとともに、部署横断的かつ専門的な課題に対応する組織の変革と人材育成を進めてまいります。

当社グループは、以上のような中長期ビジョンの達成に向けた諸施策を実行することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に邁進していく所存であります。



(4) 財産及び損益の状況

科目	第45期 2017年2月期	第46期 2018年2月期	第47期 2019年2月期	第48期 2020年2月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	512,958	572,060	608,131	642,273
経常利益 (百万円)	87,563	94,860	103,053	109,522
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	59,999	64,219	68,180	71,395
1株当たり当期純利益 (円)	540.93	574.49	608.05	635.42
総資産 (百万円)	487,814	550,507	619,286	683,247
純資産 (百万円)	394,778	441,668	500,192	560,861
1株当たり純資産 (円)	3,530.51	3,938.89	4,452.99	4,984.29



(5) 主要拠点等 (2020年2月20日現在)

① 当社本社及び本部

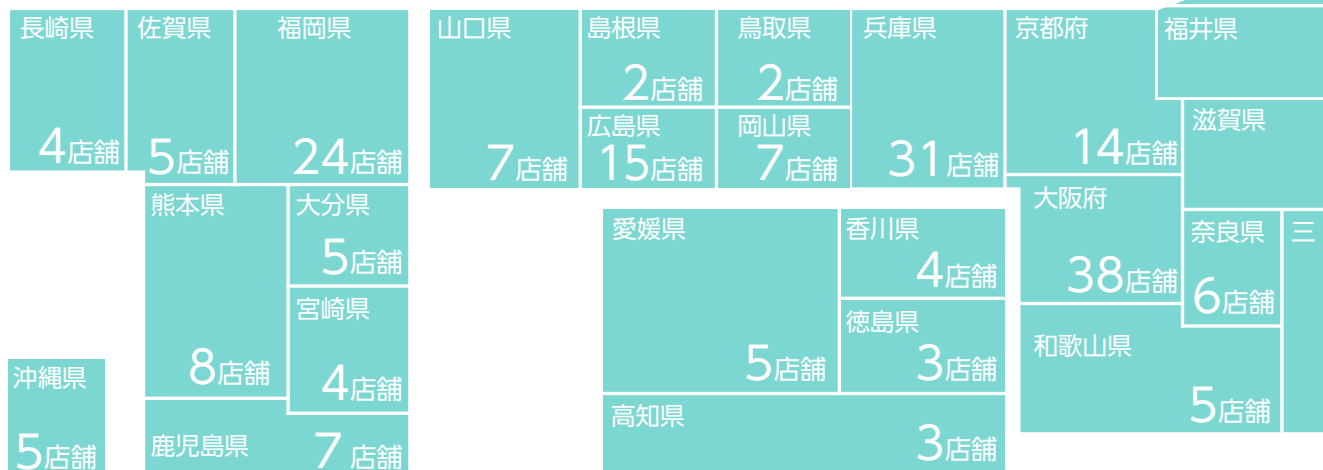
札幌本社……………札幌市北区
 東京本部……………東京都北区
 大阪本部……………大阪府豊中市

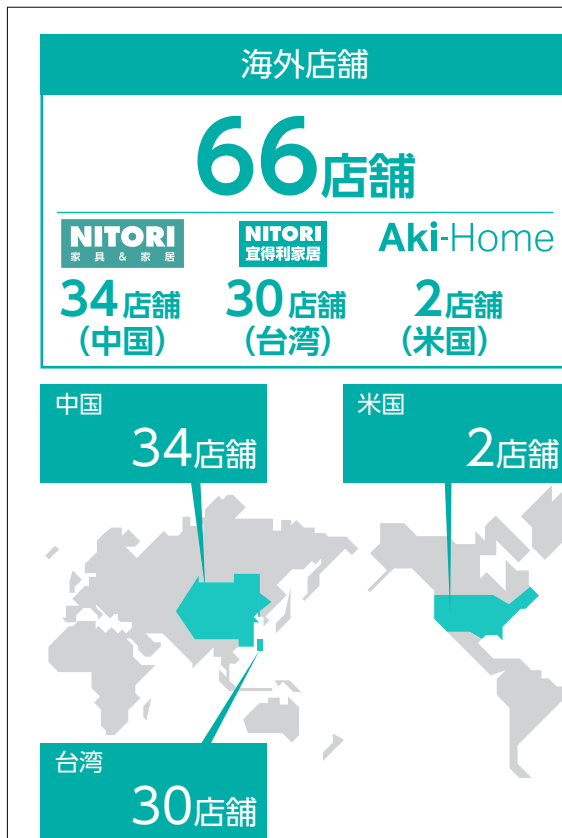
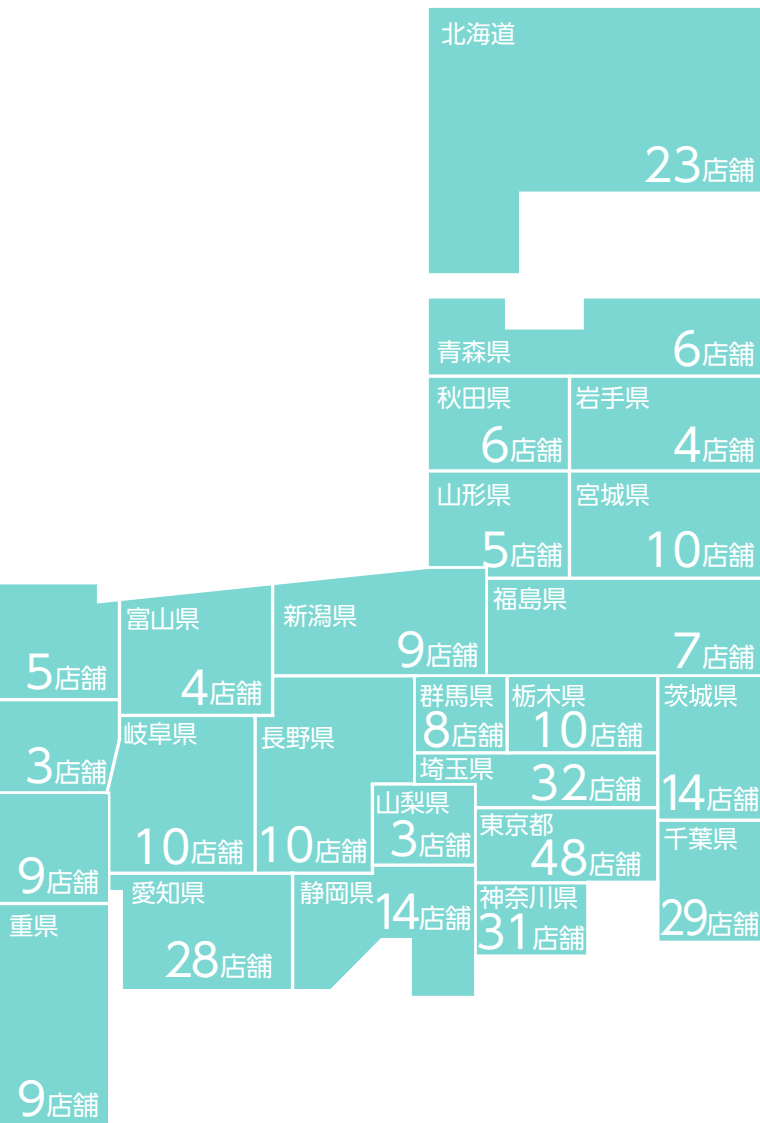
② 物流センター

札幌物流センター……………札幌市手稲区
 関東物流センター……………埼玉県白岡市
 横浜物流センター……………横浜市中区
 川崎物流センター……………川崎市川崎区
 大阪物流センター……………大阪府茨木市
 関西物流センター……………神戸市中央区
 九州物流センター……………福岡県篠栗町

③ 家具製造工場

ハノイ工場……………ベトナム社会主義共和国ハノイ市
 バリアブントウ工場……………ベトナム社会主義共和国バリア・ブントウ省





(6) 重要な子会社の状況(2020年2月20日現在)

①重要な子会社

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ニトリ	1,000百万円	100.0%	家具・インテリア用品の販売事業
株式会社ホームロジスティクス	490百万円	100.0%	物流サービス事業
宜得利家居股份有限公司	2,768百万円	100.0%	家具・インテリア用品の販売事業
似鳥（中国）投資有限公司	6,614百万円	100.0%	グループ会社の経営管理
明応商貿（上海）有限公司	693百万円	100.0% (100.0%)	家具・インテリア用品の販売事業
似鳥（上海）家居有限公司	1,657百万円	100.0% (100.0%)	家具・インテリア用品の販売事業
似鳥（上海）家居销售有限公司	50百万円	100.0% (100.0%)	家具・インテリア用品の販売事業
似鳥（太倉）商貿物流有限公司	6,421百万円	100.0%	物流サービス事業・商品輸入代行
NITORI USA, INC.	9,230百万円	100.0%	家具・インテリア用品の販売事業
NITORI FURNITURE VIETNAM EPE	550百万円	100.0% (100.0%)	家具製造
NITORI FURNITURE Ba Ria-Vung Tau Co., Ltd.	15,867百万円	100.0%	家具製造
株式会社ニトリパブリック	150百万円	100.0%	広告事業
株式会社ホーム・デコ	28百万円	100.0%	カーテン製造

(注) 1. 議決権比率欄の()書きは、間接所有分であります。

2. 2017年8月30日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるP.T. NITORI FURNITURE INDONESIAを清算することを決議しており、現在同社は清算手続中であります。

②重要な関連会社

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社カチタス	3,778百万円	34.9%	中古住宅再生事業

(7) 主要な事業内容(2020年2月20日現在)

当社グループは、当社と連結子会社25社及び持分法適用会社1社により構成され、家具・インテリア用品の販売事業とその他の事業に区別されております。家具・インテリア用品の販売事業では、家具・インテリア用品の販売・製造・輸入等を、その他の事業では、不動産賃貸業、広告サービス、物流サービス等を行っております。

(8) 企業集団の従業員の状況(2020年2月20日現在)

区分	従業員数 (人)	前期末比増減 (人)
家具・インテリア用品の販売	13,671 (15,462)	1,413 (697)
その他	108 (64)	45 (42)
全社 (共通)	558 (73)	211 (22)
合計	14,337 (15,599)	1,669 (761)

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。
2. 全社 (共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属している者であります。

(9) 主要な借入先及び借入額(2020年2月20日現在)

借入先	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	6,000百万円

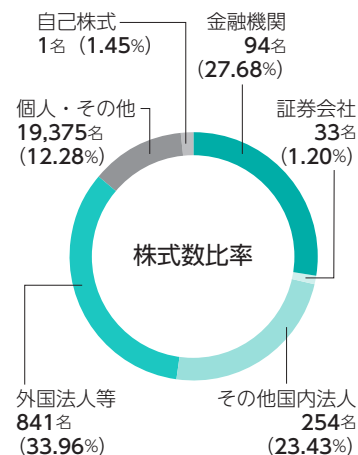
2 会社の状況に関する事項(2020年2月20日現在)

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 288,000,000株
- ② 発行済株式の総数 114,443,496株 (うち自己株式1,656,132株)
- ③ 株主数 20,598名
- ④ 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社ニトリ商事	20,799	18.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,674	5.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,931	4.37
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	4,198	3.72
公益財団法人似鳥国際奨学財団	4,000	3.55
株式会社北洋銀行	3,860	3.42
似鳥 昭雄	3,410	3.02
似鳥 百百代	3,078	2.73
日本生命保険相互会社	2,056	1.82
全国共済農業協同組合連合会	2,007	1.78

所有者別株式分布状況



- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
 2. 自己株式1,656,132株は上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数は、証券投資信託及び退職給付信託を受けている株式であります。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 第6回新株予約権

区 分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有人数
取締役	4個	普通株式 400株	自2017年7月15日 至2020年7月14日	1株につき 5,650円	1人

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の発行に係る取締役会において割当を受けた者は当該新株予約権の権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとします。ただし、取締役会が正当であると認めた場合はこの限りではありません。
2. 新株予約権を譲渡するには取締役会の決議による承認を要します。

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の様況

① 取締役の様況 (2020年2月20日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役会長	似鳥 昭雄	株式会社ニトリ代表取締役会長 株式会社ホームロジスティクス取締役ファウンダー 株式会社ニトリパブリック取締役ファウンダー 株式会社ニトリファシリティ代表取締役会長 株式会社Nプラス取締役ファウンダー コーナン商事株式会社社外取締役 株式会社イズミ社外取締役
代表取締役社長	白井 俊之	株式会社ニトリ代表取締役社長 株式会社ホームロジスティクス代表取締役会長 株式会社ニトリパブリック代表取締役会長 株式会社ニトリファシリティ代表取締役社長 株式会社ホーム・デコ代表取締役会長 株式会社Nプラス取締役 似鳥 (中国) 投資有限公司董事長 似鳥 (太倉) 商貿物流有限公司董事長 株式会社カチタス社外取締役
取締役副社長	須藤 文弘	店舗開発及び国内販売事業管掌
取締役副社長	松元 史明	日中合同グローバル事業強化プロジェクトリーダー 海外販売事業及び物流部門管掌
常務取締役	武田 政則	グローバル商品本部本部長 グローバル商品開発・在庫管理・調達部門及びデコホーム事業管掌 株式会社ニトリ取締役商品部ゼネラルマネジャー 株式会社Nプラス代表取締役社長
取締役	安藤 隆春	株式会社アミューズ社外取締役 株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役 東武鉄道株式会社社外取締役
取締役	榊原 定征	日本電信電話株式会社社外取締役 一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長 株式会社シマノ社外取締役 株式会社産業革新投資機構社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	久保 隆男	株式会社ニトリ監査役 株式会社ホームロジスティクス監査役
取締役 (監査等委員)	竹島 一彦	日本空港ビルデング株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	鈴木 和宏	株式会社埼玉りそな銀行社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	立岡 恒良	旭化成株式会社社外取締役 三菱商事株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役安藤隆春氏、榑原定征氏、竹島一彦氏、鈴木和宏氏及び立岡恒良氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）久保隆男氏は、当社における長年の職務の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集、情報共有及び内部監査部門等との連携の強化を図り、監査・監督機能の実効性を高めるため、久保隆男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役安藤隆春氏、榑原定征氏、竹島一彦氏、鈴木和宏氏及び立岡恒良氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。これら各氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。「社外取締役の独立性判断基準」につきましては、18頁をご参照ください。
5. 当社と取締役安藤隆春氏、榑原定征氏、久保隆男氏、竹島一彦氏、鈴木和宏氏及び立岡恒良氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。
6. 2019年5月16日開催の第47回定時株主総会において、松元史明氏及び榑原定征氏が新たに取締役に選任され、松元史明氏は、同日付で取締役副社長に就任いたしました。
7. 須藤文弘氏は、2020年2月21日付で取締役副社長を退任し、取締役執行役員副社長業務システム改革室室長に就任いたしました。松元史明氏は2020年2月21日付で取締役副社長を退任し、取締役執行役員副社長グローバル販売事業推進室室長に就任いたしました。また、武田政則氏は、2020年2月21日付で常務取締役を退任し、取締役グローバル商品本部本部長に就任いたしました。
8. 似鳥昭雄氏は、2020年2月21日付で株式会社Nプラス代表取締役会長及び株式会社ニトリファニチャー代表取締役会長に就任し、また2020年3月21日付で株式会社ニトリパブリック代表取締役会長に就任いたしました。
9. 白井俊之氏は、2020年2月21日付で株式会社ニトリ代表取締役社長を退任し、同社取締役に就任し、また2020年3月21日付で株式会社ニトリパブリック代表取締役会長を退任し、同社取締役に就任いたしました。
10. 武田政則氏は、2020年2月21日付で株式会社ニトリ代表取締役社長に就任しました。また、同日付で株式会社Nプラス代表取締役社長を退任いたしました。
11. 当社は、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、経営の意思決定機能と業務執行機能を明確に区分し、経営全体の効率化とスピードアップを図るため執行役員制度を導入しております。

常務執行役員 風晴雄一、大木 満、安孫子尋美

上席執行役員 五十嵐明生

執行役員 小林秀利、工藤 正、小田聡一、田谷野一吉、武井 直、大澤俊一、英利アプライティ、村林廣樹、中村 学、
上田 憲、永井 弘、橋本和之、荒井 功、岡村 毅、高橋邦彦、佐藤昌久、吉間淳一、武田史紀、富井伸行、松島俊直

計24名

② 取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種別の総額		対象となる役員 の人員
		基本報酬	業績連動型報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	358百万円	351百万円	6百万円	5人
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	16百万円	16百万円	－	1人
社外取締役 (監査等委員を除く)	20百万円	20百万円	－	2人
社外取締役(監査等委員)	30百万円	30百万円	－	3人

③ 会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する事項

当社は、下記のとおり、取締役の報酬に関する方針を策定し、この方針に則って取締役報酬の構成及びその額を決定しております。

(イ) 方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営上の最重要課題と位置づけているところ、取締役の報酬制度についても、当社の成長や企業価値の向上に資するものであるべきと考えております。具体的には、取締役(監査等委員である取締役等の非業務執行取締役を除きます。以下、「業務執行取締役」といいます。)の報酬を、基本報酬と業績連動型報酬に分け、特に業績連動型報酬については、当社の中長期的な業績の向上による企業価値及び株主共同の利益の持続的な向上への貢献意識を高めるため、報酬と会社業績との連動性をより明確にした上で、報酬全体に占める割合を適宜・適切に設定いたします。

(ロ) 報酬の構成

(1) 業務執行取締役

業務執行取締役の報酬は、定額の基本報酬と、会社業績等によって支給額が変動する業績連動型報酬とで構成します。

また、業績連動型報酬は、事業年度毎の業績等に連動する賞与(短期インセンティブ報酬)と、2事業年度毎の対象期間中の会社業績等の数値目標をあらかじめ設定し、当該数値目標の達成率等に応じて、対象期間終了後に当社普通株式を支給する株式報酬(中長期インセンティブ報酬)とで構成します。

なお、上記株式報酬においては、適用を受ける各取締役毎に決定される「基準交付株式数」(各取締役毎の職位や対象期間中の単年度における業績目標の達成率等を考慮して決定されます。)に、各取締役毎について設定される「各数値目標」(全社目標(連結営業利益、連結売上高等)、個人目標(担当部門業績等)等の中から設定されます。)毎の配分割割と、各数値目標に対する達成率を基礎として決定される「各業績連動係数」(0%から200%の範囲で定めております。)とをそれぞれ乗じることにより得られる、各数値目標に係る株式数を合計することにより、各取締役毎の交付株式数を算出します。

また、業務執行取締役(本制度に基づく株式の交付後に退任する取締役を含みます。)は、中長期的に株主の皆様との利益共有を進めるといった観点から、当社取締役会が定める株式保有ガイドラインに従って、本制度に基づいて交付を受けた株式を一定期間継続保有することとしております。本制度に基づき当初の対象期間(2017年2月21日から2019年2月20日まで)に関して交付を受ける株式については、当該株式保有ガイドラインにおいて、交付後3年間の譲渡制限を課しております。

(2) 監査等委員である取締役等の非業務執行取締役(以下、本(2)において「非業務執行取締役」といいます。)

非業務執行取締役の報酬は、原則として、定額の基本報酬で構成します。短期及び中長期インセンティブとしての業績連動型報酬の支給はいたしません。

(ハ) 報酬決定に関する手続き

当社は、取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。

取締役の報酬の構成、業績連動型報酬の制度設計の妥当性の評価や目標値の設定、実績評価等については、指名・報酬委員会における審議を経た上で取締役会に答申され、決定されるというプロセスを経ております。

各報酬の決定に関する手続は以下のとおりとなります。

(1) 基本報酬

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等については、株主総会で承認された当該取締役の報酬等の限度額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会で承認された当該取締役の報酬等の限度額の範囲内で、当該監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(2) 業績連動型の賞与（短期インセンティブ報酬）

業務執行取締役の賞与支給額は、会社業績等に基づき各取締役毎に金額を算定し、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、株主総会で承認された取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の限度額の範囲内で、取締役会において具体的な支給額を決定します。

非業務執行取締役に対する賞与の支給はありません。

(3) 業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）

業務執行取締役の業績連動型株式報酬については、対象期間満了後、取締役会において、当該対象期間における会社業績等の数値目標の達成率等に応じて決定される交付株式数を基礎として、各取締役について、現物出資に供するための金銭報酬債権の額及び当社普通株式の取得に伴い負担することとなる納税費用相当の金銭額を、株主総会で承認された業績連動型株式報酬の限度額の範囲内で、決定します。非業務執行取締役に対する業績連動型株式報酬の支給はありません。

④ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

取締役鈴木和宏氏は、公益財団法人国際研修協力機構理事長を兼務しておりましたが、2019年6月25日をもって退任しております。同法人と当社との間に重要な取引関係はありませんでした。

(ロ) 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役安藤隆春氏は、株式会社アミューズの社外取締役、株式会社ゼンショーホールディングスの社外取締役及び東武鉄道株式会社の社外取締役であります。これら各社と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役榊原定征氏は、日本電信電話株式会社の社外取締役及び株式会社シマノの社外取締役及び株式会社産業革新投資機構の社外取締役であります。各社と当社との間に重要な取引関係はありません。また、同氏は、一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長であります。同法人と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役竹島一彦氏は、日本空港ビルデング株式会社の社外監査役であります。同社と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役鈴木和宏氏は、株式会社埼玉りそな銀行の社外取締役（監査等委員）であります。同銀行と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役立岡恒良氏は、旭化成株式会社の社外取締役及び三菱商事株式会社の社外取締役であります。両社と当社との間に重要な取引関係はありません。

(ハ) 当事業年度における主な活動状況

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の活動状況

区分	取締役会（13回開催）	
	出席回数	出席率
社外取締役 安藤隆春	13回	100%
社外取締役 榑原定征	8回	80.0%

- (注) 1. 上記各取締役は出席した取締役会において、自らの経歴並びに経験による知見に基づき、適切な意見を述べる等案件に応じ的確に発言しております。
2. 取締役榑原定征氏につきましては、2019年5月16日開催の第47回定時株主総会において選任されたため、同氏就任後の状況を記載しております。同氏就任後の取締役会の開催回数は、10回であります。
3. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

監査等委員である取締役の活動状況

区分	取締役会（13回開催）		監査等委員会（10回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役（監査等委員）竹島一彦	12回	92.3%	9回	90.0%
社外取締役（監査等委員）鈴木和宏	13回	100%	10回	100%
社外取締役（監査等委員）立岡恒良	13回	100%	10回	100%

- (注) 1. 上記各取締役（監査等委員）は出席した取締役会及び監査等委員会において、自らの経歴並びに経験による知見に基づき、適切な意見を述べる等案件に応じ的確に発言しております。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	47百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断し、同意いたしました。

③ 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

- ① 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 当社は、当社グループの役員、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、当社グループに共通に適用される企業行動基準を定め、それをすべての役員、使用人に周知徹底させるものとする。
 - (ロ) コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部署を設置する。コンプライアンス担当部署は、当社グループ全体の観点から定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
 - (ハ) 当社グループの役員、使用人に対して、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うこと等により、コンプライアンスに関する知識を高め、それを尊重する意識を向上させる。
 - (ニ) 法令遵守上に疑義がある行為等に関して、当社グループの使用人が直接通報する手段を確保するものとし、その手段の一つとして社外の弁護士による内部通報窓口を設置、運営する。
 - (ホ) 反社会的勢力の排除のため、対応方針等を当社グループ内に構築し、その体制を整備するとともに、すべての役員、使用人に周知徹底させる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (イ) 取締役は、その職務の執行に係る重要な文書の作成、情報を社内規程に基づき、それぞれの職務に従い、適切に保存及び管理する。
 - (ロ) 重要な意思決定及び報告に関する文書の作成、保存及び廃棄については、文書取扱規程に基づき適正に実施する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (イ) 当社は、グループ各社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について、当社取締役会における報告等を通じて当社に対し定期的な報告を義務づけるものとする。
 - (ロ) グループ各社において、会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事態が発生した場合は、グループ各社の取締役等は、直ちに当社のリスク管理担当役員及び関連部署に報告することを義務づけるものとする。
- ④ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) リスク管理担当役員を置き、リスク管理担当部署を設置する。リスク管理担当部署は、リスク管理規程を制定し、当社グループ全体の観点からリスクの評価及び管理体制の構築及び運用を行う。
 - (ロ) 当社各部門及びグループ各社は、自部門・自社に関するリスクの管理を行い、各部門長及び各社社長は、定期的にリスク管理の状況をリスク管理委員会に報告する。

- ⑤ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 会社として達成すべき目標を明確にした当社グループ全体に係る中期経営計画に基づき、当社グループの取締役ごとに業績目標を明確化し、その評価方法を明らかにするものとする。
 - (ロ) 当社グループにおいて、部門ごとの職務執行体制を細分化し、業績への責任を明確にするとともに、スペシャリストによる人的効率の向上を図る。
 - (ハ) 意思決定プロセスの簡素化により迅速化を図るとともに、重要事項については合議制による社内役員会により慎重な意思決定を行うものとし、グループ各社にその遵守を求めるものとする。
 - (ニ) グループ内取引の公正を保つため、グループ内取引基準を策定し、適正化に努める。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を必要としたとき、監査等委員会補助スタッフを置き、必要人員を配置する。
 - (ロ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会補助スタッフを置いた場合、当該スタッフの独立性を確保するため、人事異動、評価等の人事権に関して、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
 - (ハ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- ⑦ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制並びに監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人等は、業務執行の状況について、取締役会において随時報告するとともに、当社の監査等委員会から報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
 - (ロ) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人等は、法令等の違反行為等、当社または当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直接もしくは内部監査担当部署等の関連部署を通じて、直ちに当社の監査等委員会に報告を行うものとする。
 - (ハ) 内部監査担当部署は、定期的に当社グループの監査を行い、その結果を当社の監査等委員会に報告するものとする。
 - (ニ) 内部通報窓口担当部署は、その運用状況・通報内容等を随時当社の監査等委員会に報告するものとする。
 - (ホ) 当社グループは、監査等委員会に報告を行った者及び内部通報窓口に通報した者に対し、当該報告・通報したことにより解雇その他不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内規程に定め、周知徹底するものとする。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (イ) 監査等委員がその職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。その他、監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い等を請求した場合は、当社は当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を負担するものとする。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人は、監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会の監査の環境を整備するよう努めるものとし、常勤の監査等委員は、社内役員会等の重要な会議に出席する。
 - (ロ) 代表取締役と定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - (ハ) 監査業務遂行上、必要に応じて弁護士、公認会計士より助言を受ける機会を保障する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記、業務の適正を確保するための体制に基づき、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりとなります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

① コンプライアンスに関する取組み状況

当社は、当社グループの内部統制を強化すべく、各社の業態や役割に応じたコンプライアンス研修を実施し、業務に関連する法改正等の情報共有と社内啓蒙活動のため、イントラネット等による情報発信を定期的に行うなど、コンプライアンス意識の向上を図っております。特に海外子会社においては、上記の研修や啓蒙活動とは別に、グローバル管理部門ミーティングを実施しており、海外特有のリスク情報や法改正情報を共有しております。

また、「グループ内部通報規程」の定めに従い、社内外に公益通報の相談窓口を設置しております。定期的に社内報やアンケート等を通じて、内部通報制度の周知を図ることにより、海外子会社を含めた内部通報対応を実施しており、問題の早期発見と改善措置に効果を上げております。

② 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

当社は、社内役員会を毎週開催し、取締役会における機動的な意思決定を行うための事前審議を実施しております。取締役会における議案の審議、業務執行の状況等の報告では、社外取締役を交えた活発な議論や意見交換がなされております。また、重要な業務執行の主要な部分について、決定権限の代表取締役への委任を図っており、これらによって、意思決定の適正性、効率性及び監督（モニタリング）の実効性は確保されているものと考えております。

グループ各社の営業成績、財務状況その他の重要な事項の報告については、各社ごとに達成すべき営業目標を設定した上で、当社取締役会への定期的な報告を求めることにより、子会社の取締役等の職務の執行状況の監督を適切に行っております。

③ 損失の危険の管理に関する取組みの状況

当社は、当社グループが被る損失または不利益を最小限とするためにリスク管理に関する規程及び事業継続計画（BCP）を策定し、「リスク管理委員会」を中心とするリスク管理体制を整備しております。事業継続計画（BCP）に従い、様々な訓練を実施するとともに、毎月開催している「リスク対策会議」では、リスクの見直しを進め、新たな課題への対策を実施することで当社グループのリスク管理体制を強化しております。

2019年度は、台風災害の未然防止策をはじめ、実際の災害対応から抽出した課題に対し、災害対応フローや災害備蓄品の見直しなど、様々な対策案を決定し実行したことで、リスクの最小化に努めております。また、海外従業員向けに危機発生時の行動基準となる冊子を配布し、日本国内同様の災害対応基準を整備いたしました。

④ 監査等委員会の監査の実効性を確保するための取組みの状況

当社の監査等委員会は、定時ないし臨時に監査等委員会を開催し監査情報の交換を行うとともに、常勤の監査等委員が取締役会、社内役員会、課題進捗会議等の重要な会議に出席するとともに、コンプライアンスや内部統制の整備状況等については、内部統制部門と定期的に監査結果の共有を行う等、内部統制システムを利用した監査を行っております。また、監査等委員会の指示に基づき、監査業務を補助する専任者を置く等、監査の実効性を確保しております。その他、代表取締役並びに会計監査人と定期的な会合を実施し、監査に必要な意見交換を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の企業理念、コーポレート・ガバナンスに関する方針、企業行動に関する規範及び経営戦略に基づき策定した「会社の支配に関する基本方針」に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2007年5月17日開催の当社定時株主総会の決議に基づき「当社株式の大量取得行為に関する対応策」(以下、「買収防衛策」という)を導入いたしました。

しかしながら、買収防衛策の導入時以降、機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見や、買収防衛策を巡る近時の動向、コーポレート・ガバナンス・コードの浸透等の環境変化等を踏まえつつ、継続の是非について取締役会で議論を重ねてまいりました。これらの結果、当社における買収防衛策の必要性が相対的に低下しているものと判断し、当社は2019年5月16日開催の第47回定時株主総会の終結の時をもって買収防衛策を廃止いたしました。

なお、当社は、今後も、当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様を検討のために必要な時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいりますとともに、引き続き企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に努めてまいります。

(7) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主の皆様への負託に応え、将来にわたり安定的な配当を実施することを、経営の重要政策と考えております。内部留保資金につきましては、今後予想される小売業界における競争の激化に対処すべく、経営基盤のさらなる充実・強化のための有効投資に活用する方針であります。

当期末の配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援に応え、今後の引き続きのご支援をお願いすべく利益還元の一環として直近の配当予想のとおり54円といたします。2019年10月23日に1株当たり54円の間配当を実施しておりますので、これにより当期の年間配当は合計108円となります。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第48期 (2020年2月20日現在)	第47期(ご参考) (2019年2月20日現在)	科目	第48期 (2020年2月20日現在)	第47期(ご参考) (2019年2月20日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	263,589	211,042	流動負債	97,063	95,016
現金及び預金	159,190	102,345	買掛金	19,774	20,956
受取手形及び売掛金	27,880	24,818	短期借入金	787	639
商品及び製品	61,203	59,184	1年内返済予定の長期借入金	2,000	2,000
仕掛品	182	153	リース債務	1,554	187
原材料及び貯蔵品	4,127	3,570	未払金	22,923	23,752
貸倒引当金	△4	－	未払法人税等	20,224	19,472
その他	11,010	20,969	賞与引当金	4,020	4,206
固定資産	419,657	408,244	ポイント引当金	2,076	2,014
有形固定資産	307,387	302,041	株主優待費用引当金	282	343
建物及び構築物	111,548	115,868	その他	23,420	21,444
機械装置及び運搬具	3,713	3,689	固定負債	25,322	24,078
工具、器具及び備品	9,071	8,042	長期借入金	4,000	6,028
土地	173,010	171,342	リース債務	6,714	1,956
リース資産	2,023	2,143	役員退職慰労引当金	228	228
使用権資産	4,529	－	退職給付に係る負債	1,343	3,202
建設仮勘定	3,489	955	資産除去債務	5,673	5,365
無形固定資産	24,599	18,857	その他	7,361	7,296
ソフトウェア	11,391	7,088	負債合計	122,385	119,094
ソフトウェア仮勘定	5,984	4,573	純資産の部		
借地権	7,160	7,111	株主資本	560,042	498,240
その他	64	83	資本金	13,370	13,370
投資その他の資産	87,670	87,344	資本剰余金	25,074	19,841
投資有価証券	25,535	26,103	利益剰余金	532,471	472,755
長期貸付金	732	778	自己株式	△10,875	△7,727
差入保証金	13,987	14,268	その他の包括利益累計額	529	1,481
敷金	23,756	22,908	その他有価証券評価差額金	750	947
繰延税金資産	13,246	11,905	為替換算調整勘定	161	901
その他	10,429	11,380	退職給付に係る調整累計額	△382	△367
貸倒引当金	△18	△0	新株予約権	289	470
資産合計	683,247	619,286	純資産合計	560,861	500,192
			負債・純資産合計	683,247	619,286

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第48期 (2019年2月21日から2020年2月20日まで)		第47期(ご参考) (2018年2月21日から2019年2月20日まで)	
売上高		642,273		608,131
売上原価		287,909		276,709
売上総利益		354,364		331,421
販売費及び一般管理費		246,886		230,642
営業利益		107,478		100,779
営業外収益				
受取利息	522		481	
受取配当金	36		37	
為替差益	—		95	
自動販売機収入	247		246	
有価物売却益	374		390	
持分法による投資利益	588		511	
その他	706	2,476	797	2,561
営業外費用				
支払利息	283		101	
為替差損	24		—	
その他	124	432	185	286
経常利益		109,522		103,053
特別利益				
受取和解金	—		31	
固定資産売却益	315		10	
違約金収入	307		49	
新株予約権戻入益	3	626	11	102
特別損失				
損害賠償金	85		—	
災害による損失	—		1,268	
固定資産除売却損	99		94	
退店違約金等	—		255	
減損損失	4,090		653	
解約損失引当金繰入額	630		—	
持分変動損失	172		368	
その他	—	5,078	24	2,665
税金等調整前当期純利益		105,069		100,490
法人税、住民税及び事業税	34,979		33,813	
法人税等調整額	△1,304	33,674	△1,504	32,309
当期純利益		71,395		68,180
親会社株主に帰属する当期純利益		71,395		68,180

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第48期 2020年2月20日現在	第47期(ご参考) 2019年2月20日現在
資産の部		
流動資産	175,534	180,359
現金及び預金	73,458	48,955
売掛金	1,690	1,990
前払費用	749	743
短期貸付金	97,102	116,901
未収入金	2,529	1,989
未収還付法人税等	—	9,773
その他	4	5
固定資産	263,179	261,468
有形固定資産	149,688	153,396
建物	50,488	53,639
構築物	2,240	2,410
機械及び装置	347	398
車両運搬具	42	13
工具、器具及び備品	356	371
土地	94,668	94,650
リース資産	1,377	1,515
建設仮勘定	167	396
無形固定資産	11,998	7,800
借地権	3,957	3,957
ソフトウェア	3,201	621
ソフトウェア仮勘定	4,837	3,219
その他	2	2
投資その他の資産	101,492	100,271
投資有価証券	3,297	3,573
関係会社株式	62,217	59,430
長期貸付金	414	441
従業員に対する長期貸付金	502	519
長期前払費用	4,499	4,939
繰延税金資産	5,316	4,901
差入保証金	9,298	10,522
敷金	13,239	13,254
その他	2,706	2,688
資産合計	438,713	441,827

科目	第48期 2020年2月20日現在	第47期(ご参考) 2019年2月20日現在
負債の部		
流動負債	9,029	7,667
1年内返済予定の長期借入金	2,000	2,000
リース債務	138	138
未払金	3,576	3,132
未払法人税等	1,656	722
預り金	353	283
賞与引当金	410	274
株主優待費用引当金	282	343
その他	612	772
固定負債	14,831	17,205
長期借入金	4,000	6,000
リース債務	1,239	1,377
役員退職慰労引当金	145	145
長期預り敷金保証金	6,253	6,458
資産除去債務	2,763	2,742
その他	428	480
負債合計	23,860	24,872
純資産の部		
株主資本	413,812	415,537
資本金	13,370	13,370
資本剰余金	20,987	16,426
資本準備金	13,506	13,506
その他資本剰余金	7,481	2,920
利益剰余金	385,216	393,131
利益準備金	500	500
その他利益剰余金	384,716	392,631
別途積立金	53,600	53,600
繰越利益剰余金	331,116	339,031
自己株式	△5,762	△7,391
評価・換算差額等	750	947
その他有価証券評価差額金	750	947
新株予約権	289	470
純資産合計	414,852	416,955
負債・純資産合計	438,713	441,827

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第48期 (2019年2月21日から2020年2月20日まで)		第47期 (ご参考) (2018年2月21日から2019年2月20日まで)	
売上高				
不動産賃貸収入	25,963		29,545	
関係会社受取配当金	4,448	30,411	57,526	87,071
売上原価				
不動産賃貸原価	21,263	21,263	21,812	21,812
売上総利益		9,147		65,258
販売費及び一般管理費		10,158		7,888
営業利益		△1,010		57,370
営業外収益				
受取利息	539		578	
受取配当金	36		37	
経営指導料	10,123		6,703	
その他	337	11,037	419	7,739
営業外費用				
支払利息	64		75	
その他	16	81	0	76
経常利益		9,945		65,032
特別利益				
違約金収入	4		49	
新株予約権戻入益	3	7	11	60
特別損失				
固定資産除売却損	22		53	
関係会社株式評価損	3,967		5,857	
減損損失	378		—	
その他	—	4,367	62	5,973
税引前当期純利益		5,585		59,119
法人税、住民税及び事業税	2,156		2,633	
法人税等調整額	△341	1,814	△302	2,331
当期純利益		3,771		56,788

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年4月6日

株式会社ニトリホールディングス
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 小野 英樹 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉原 一貴 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニトリホールディングスの2019年2月21日から2020年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニトリホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年4月6日

株式会社ニトリホールディングス
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 小野 英樹 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉原 一貴 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニトリホールディングスの2019年2月21日から2020年2月20日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2019年2月21日から2020年2月20日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討をいたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」の内容は相当であり、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月8日

株式会社ニトリホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 久保隆男 ㊦

監査等委員 竹島一彦 ㊦

監査等委員 鈴木和宏 ㊦

監査等委員 立岡恒良 ㊦

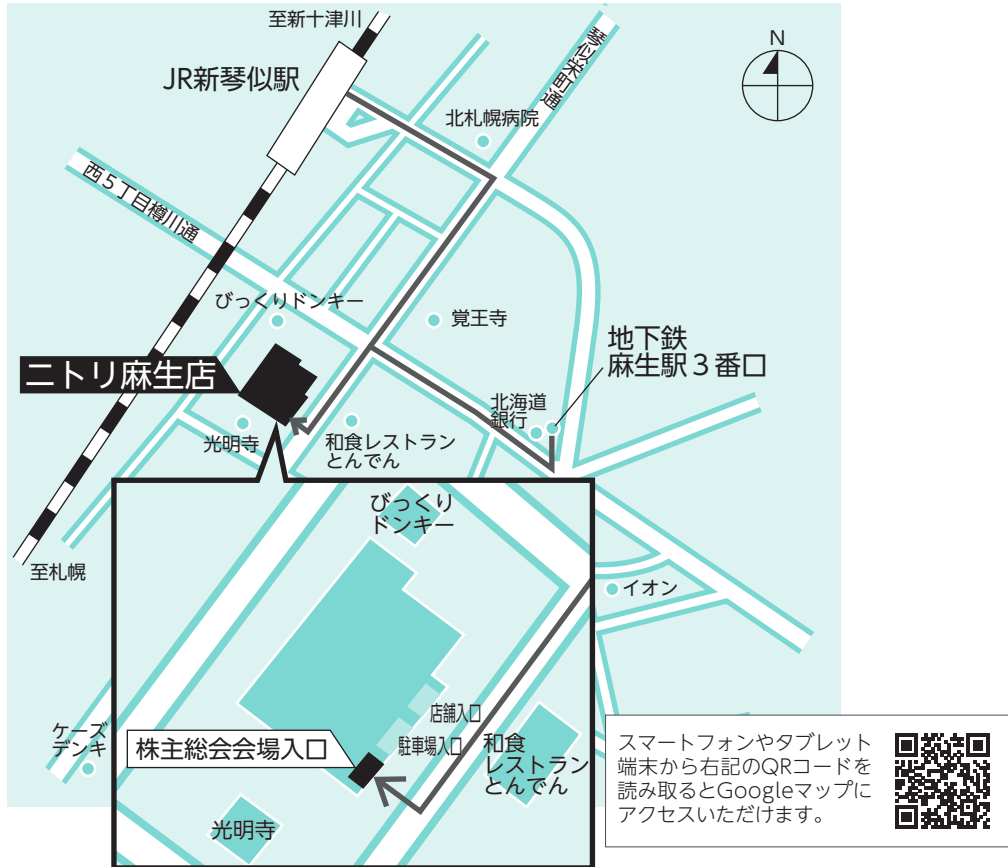
(注) 監査等委員竹島一彦、鈴木和宏及び立岡恒良は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

株式会社ニトリホールディングス 札幌本社 6階会議室 (ニトリ麻生店階上)
札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 電話 011-330-6200 (代表)



交通機関

札幌市営地下鉄南北線 「麻生駅」 3番口より徒歩 5分

J R 札沼線 (学園都市線) 「新琴似駅」 より徒歩 7分

(当日は駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関等をご利用願います。)



この報告書は、FSC®認証紙と、
環境に優しい植物油インキを
使用して印刷しています。

